

一般貨物自動車運送業における機械装置を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	9~10	配送先の家庭で洗濯機の搬出作業中に、体勢を崩したために腰を捻ってしまった。	26	10~29
2	11~12	入路において、ハンドリフトを使用しコピー機（約132kg）を搬入中、幅約1mのコンクリートで固めた小路を雨の中、引っ張りながら約300m移動させていた。道幅が狭く片側は崖、片側は樹木が茂り、雨で滑りやすく、路面も凸凹していた上、押していた相方の肩の調子が悪かった為、コピー機が傾いた際支えようとし、腰部を痛めた。	28	30~49
3	16~17	顧客先にて、トラックからの荷下ろし作業中に、被災者と同僚の二人で業務用冷蔵庫を車両後部のパワーゲートの上まで押して移動していた際に（被災者は後ろ向きで移動）、自分の肘で自分の脇腹を突いてしまい、左肋骨等を負傷した。	45	50~99
3	10~11	既設直流電源装置の撤去作業で、2階から1階に既設盤（560kg）を下ろす為、下部側4名、上部側1名にて階段をすべらせて下ろす作業を行った。下ろしている作業途中で手すり側の導板にズレが生じバランスが崩れ、既設盤のすべり速度が速くなり支えきれず、踊り場まですべり落ち、下部側で支えていた当該被災作業員が既設盤と踊り場の間に挟まれ右足を負傷した。	60	10~29
3	14~15	引っ越し作業中、4Fから冷蔵庫を2人で抱え、階段を使い下ろしていた。階段は狭く傾斜があった。本人は下側を担当し、上側の担当が重さに耐えきれず手を放したため冷蔵庫を1人で受け止める形となり、左肩を脱臼した。	24	300~499
	14~	コンビニエンスストア内にて、ATMの機械の撤去作業中、重さ200~300kg位あ		1~

4	15	るATMが台車から右足に滑り落ち、左肩、左胸に倒れてきた。無理な体勢で急に支えたとき、首・肩・胸・腰・右足を負傷した。	40	9
4	9~ 10	設置作業にて、機械を2名で担ごうとした際に腰に違和感があったが、そのまま階段に差し掛かったとき腰に痛みが走り、立ち上がる事ができなくなり、ぎっくり腰を負った。	41	50 ~ 99
4	13~ 14	会社の駐車場にて、荷下ろし整理をしながら荷（モーター機械）1個20キロを手で降ろし押したところ、右足のアキレス腱を切る。	67	10 ~ 29
4	12~ 13	お客様宅へ冷蔵庫（商品）の配達をする為に外階段を使い4階まで2人で運搬している時、冷蔵庫下部を持ち何度も上げ下げを繰り返している途中で腰を負傷した。	37	10 ~ 29
5	13~ 14	自動販売機センターにおいて荷卸し作業を行っていた。当該納品先で荷台前列の自販機を卸した後、別納品先の自販機2台が荷台後方に残ったため、小さな自販機1台を荷台前方に手で押し移動させた。その振動で自販機下のレベルボルトが緩み、自販機が傾いてきたため高さを合わせようと、バールで自販機を右手で持ち上げた。その時、左手でレベルボルトの高さ調整を行う為、指を自販機の下に入れた。バールから自販機が滑り、左人差し指に落下した。咄嗟に指を引き抜いたところ、爪元から先を潰し損傷した。	54	50 ~ 99
5	17~ 18	本人はパワーゲート車に書庫を持ち上げ積み込んでいた際、書庫の底面で左手小指を挟んでしまった。当初は大丈夫だと思い作業を続けたが、そのあと指が腫れ、剥離骨折となった。	32	50 ~ 99
7	10~11	引っ越し作業中、冷蔵庫を大型トラックより降ろす際に荷台が高床のため、冷蔵庫下の奥まで手を入れ床に置いた瞬間に手を引き抜いた時に手掌を切ってしまう。	19	10 ~ 29
7	18~19	トラックの荷台でイベント部材の積込作業中、荷台幅いっぱいの舞台材料（後ろが階段状、前がスロープ状）を積み込む時荷台側にいたため、その状態では外に出られなくなるので、高さが1.5m程度の舞台材料の後ろから乗り越えて、スロープ状の端から、ゆっくりと滑り下りた際に右足を捻った。	47	10 ~ 29

7	13~14	事務所2階の机を移動する際、机が壊れており、左手人差し指を挟み、慌てて引き上げたところ、爪が剥がれる怪我を負った。	18	30 ~ 49
7	9~10	施主による部品検査準備のため、トラック運転手が玉掛けユニック操作にて巻上機を平台車に設置後、現場代理人は設置した巻上機の座り状態に異常がないことを確認した。玉掛けロープを外したあと、巻上機を固定するため、共同作業者が台車から1.5m離れた場所に置いてあったラッシングベルトを取りに行った直後、巻上機が台車ごと倒れ、被災者は倒れた巻上機と床の間に左手人差し指を挟み被災した。	22	1~ 9
7	10~11	お客様宅へ冷蔵庫を配送し納品する際、窓からの搬入であったため、まず塀を越えるために下側を二人、上側を一人で支えることになり、被災者は上側を担当した。その際、下側と呼吸が合わず、下側が一気に持ち上げたため、その反動を一人で受けとめる形となり負傷した。	48	100 ~ 299
11	16~17	当社工場内において、作業終了の片付け中、L字型台車に一斗缶（24×24×35cm、約20kg）二つを載せて冷蔵庫に運んで下ろそうとした際、中腰で持ったため体勢を崩して右脇腹を台車の持ち手にぶつけて負傷したものである。	46	30 ~ 49
11	12~13	トラックを道路に駐車して、ドラム式洗濯機を荷台から下ろそうとした際に、誤って右足首に落下させて、右足首を打撲した。	52	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html